

(証券コード：7459)
平成27年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社 **メディパルホールディングス**
代表取締役社長 渡 辺 秀 一

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成27年6月23日（火曜日）午後5時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔郵送による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください（携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。）。

インターネット等による議決権行使に際しては、45ページの「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目7番11号
東京ベイ有明ワシントンホテル 三階アイリスの間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第106期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件
 - 第3号議案 監査役4名選任の件
4. 議決権行使に関する事項
 - (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - (3) 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

5. 招集ご通知提供書面及び株主総会参考書類に関する事項

- (1) 招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書並びに株主総会参考書類は、4ページから44ページまでに記載のとおりです。
ただし、以下の事項については、法令及び当社定款第17条に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.medipal.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、本招集ご通知提供書面は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告書及び監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- (2) 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.medipal.co.jp/>) に掲載させていただきます。

以 上

<お願い>

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、環境保護のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

<お知らせ>

当日当社では、ノーネクタイ等の軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果などにより、緩やかな景気の回復基調があったものの、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や天候不順が上半期にあったことなどにより、個人消費は厳しい状況で推移いたしました。

このような経済状況の中、当社グループでは、平成29年3月期を着地点とした「2017メディパル中期ビジョン Change the 卸 革新と創造」を掲げており、各事業においてビジョンに沿った取組みを推進しております。当社グループが培ってきた物流機能、営業機能をさらに強化し、既存事業の革新を進めるとともに、資産や人材、資金の有効活用、外部資源の活用などによる新たな事業を創造していくことにより、当社グループの成長と更なる企業価値の向上をめざしております。

この取組みの一環として、当社グループは発売後の医療用医薬品を対象とした製品の品質、有効性、安全性を確認する製造販売後調査（PMS：Post Marketing Surveillance）を製薬企業から請け負う新たなビジネスを展開いたしました。

また、食品加工原材料ならびに食品添加物の卸売事業を強化する目的で、平成26年12月、当社は桜井通商株式会社（札幌市中央区）を株式交換により完全子会社といたしました。

当連結会計年度における経営成績は、売上高2兆8,729億5百万円（前期比2.5%減）、営業利益327億95百万円（前期比5.4%減）、経常利益444億75百万円（前期比10.7%減）、当期純利益236億87百万円（前期比7.1%減）となりました。

なお、前連結会計年度において、四国薬業株式会社（愛媛県伊予郡砥部町）を持分法適用会社としたことにより負ののれん31億53百万円を一括償却し、営業外収益に計上いたしました。これにより、当連結会計年度の経常利益ならびに当期純利益の前期比に影響しております。

セグメントの業績は次のとおりであります。

医療用医薬品等卸売事業

医療用医薬品等の販売は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動に加え、平成26年4月1日に実施された薬価引下げや後発医薬品の使用促進策強化による低価格品への切替えが進んだため市場がマイナス成長となり、厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、本事業では国民にとって安全・安心な医療の一翼を担う卸として、製薬企業から患者さんに至るまでのサプライチェーン全体の最適化・効率化を考え、卸機能を無駄なく効果的に発揮するためのさまざまな取組みを行っております。

物流基盤の強化については、高品質・高機能かつ災害対策を施した新しい物流機能とサービスの全国への拡大をめざしており、当社の完全子会社である株式会社メディセオ（東京都中央区）では、A L C※¹ならびにF L C※²の設置を進めております。この一環として、平成27年2月、F L Cとしては最大級となる「水戸F L C」（茨城県水戸市）が稼働いたしました。また、A L Cとの連動により、顧客である調剤薬局における医薬品の品切れ防止や業務効率の改善などを実現する調剤薬局業務サポートシステム「P R E S U S®（プレサス）※³」の普及に向けた取組みを推進いたしました。

営業面の強化については、1,500人規模のMR認定試験合格者を、高い専門知識とスキルをもつA R※⁴として任命しており、新たな営業に取り組むとともに製造販売後調査（P M S）の担い手としての活動を展開いたしました。

これらの結果、医療用医薬品等卸売事業における売上高は2兆377億81百万円（前期比3.1%減）、営業利益は175億57百万円（前期比10.3%減）となりました。

【用語解説】

- ※1 ALC (Area Logistics Center) とは、医療用医薬品や医療材料などを扱う最新鋭の物流センターで、主に調剤薬局、病院、診療所に商品を供給しております。
- ※2 FLC (Front Logistics Center) とは、ALCと連携して、顧客に近い場所で商品の安定供給を支える営業兼物流拠点であります。
- ※3 PRESUS[®] (Pharmacy Real-time Support System) とは、ALCと連動して、需要予測による自動発注や在庫管理などを行うオールインワンのシステムで、調剤薬局内の各種業務をサポートしております。
- ※4 AR (Assist Representatives) とは、MR 認定試験に合格したMS (医薬品卸売業の営業担当者) や薬剤師などに付与した社内呼称であります。

化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業

化粧品・日用品、一般用医薬品の販売は、上半期において消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順による影響があったものの、下半期は駆け込み需要の反動が収束に向かったことや一部エリアにおいては訪日外国人のインバウンド消費があったことなどにより、改善傾向で推移いたしました。

このような環境の中、当社の子会社である株式会社P a l t a c (大阪市中央区) では「顧客満足の最大化と流通コストの最小化」をコーポレートスローガンに掲げ、事業を行っております。人々の生活に密着した「美と健康」に関する商品をフルラインで取り扱う中間流通業として、小売業の売場起点の発想に基づく高品質・ローコストの物流機能と効果的な品揃えや販売活動を支援する営業機能の強化を図り、サプライチェーン全体の最適化・効率化に貢献するための取組みを行っております。

この取組みの一環として、同社で最大規模となる「RDC関東※」(埼玉県白岡市) の建設を、平成27年7月の稼働に向け進めております。

これらの結果、化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業における売上高は7,942億21百万円(前期比1.3%減)、営業利益は141億56百万円(前期比1.2%増)となりました。

【用語解説】

- ※ RDC (Regional Distribution Center) とは、化粧品・日用品、一般用医薬品などを扱う大型物流センターで、小売業に商品を供給しております。

動物用医薬品等卸売事業

動物用医薬品等卸売事業では、当社の完全子会社であるMPアグロ株式会社（北海道北広島市）が動物用医薬品ならびに食品加工原材料等の販売を行っております。

動物用医薬品の販売は、コンパニオンアニマル※向け市場で消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動があったものの、畜産向け市場においてワクチンの需要や畜産物相場の回復があったことにより、前年と同水準で推移いたしました。食品加工原材料等の販売は、食の安全、おいしさと健康に結びつく提案型営業を全国的に展開し、大手食品メーカーとの取引を強化したことなどにより、順調に推移いたしました。

これらの結果、動物用医薬品等卸売事業における売上高は435億86百万円（前期比0.3%減）、営業利益は5億31百万円（前期比9.2%増）となりました。

【用語解説】

- ※ コンパニオンアニマルとは、伴侶動物とも表現され、日常生活の中で人とより密接な関係を保つような動物を指しております。

(注)セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

② 設備投資の状況

当社グループの設備投資は、総額151億68百万円であり、主なものは、「埼玉ALC（仮称）」の用地取得であります。

③ 資金調達の状況

当社グループにおいて、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,378億円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 103 期 自 平成23年4月 至 平成24年3月	第 104 期 自 平成24年4月 至 平成25年3月	第 105 期 自 平成25年4月 至 平成26年3月	第 106 期(当期) 自 平成26年4月 至 平成27年3月
売 上 高 (百万円)	2,750,233	2,810,959	2,947,798	2,872,905
経 常 利 益 (百万円)	31,548	39,643	49,777	44,475
当 期 純 利 益 (百万円)	11,650	18,655	25,485	23,687
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	49円60銭	82円24銭	112円77銭	104円73銭
総 資 産 (百万円)	1,274,411	1,328,601	1,400,792	1,454,800
純 資 産 (百万円)	354,343	381,892	407,480	457,604

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業の内容
株式会社メディセオ	100	100.0	医療用医薬品等卸売事業
株式会社エバルス	1,510	100.0	医療用医薬品等卸売事業
株式会社アトル	3,965	100.0	医療用医薬品等卸売事業
株式会社MMコーポレーション	100	100.0	医療用医薬品等卸売事業
株式会社P a l t a c	15,869	50.2	化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業
MPアグロ株式会社	44	100.0	動物用医薬品等卸売事業

(4) 対処すべき課題

当社グループの各事業会社が取り扱う商品は、国民の安全・安心な暮らしに欠かすことのできないものであり、平時・有事を問わず、常に安定的な供給が求められています。この役割を果たす社会インフラの一翼となるべく、当社グループは「2017メディパル中期ビジョン Change the 卸 革新と創造」を掲げ、グループの総力を挙げた取組みを進めております。

「医療用医薬品等卸売事業」につきましては、新しい物流機能とサービスの全国への拡大を進めるべく、福岡・岡山・埼玉の各エリアにおいてはA L Cの設置準備を、また、既存のA L C稼働エリアにおいてはF L Cの設置準備を行ってまいります。併せて、今後の市場環境の変化を見据え、医療用医薬品の特性と価値に見合った仕入価格や販売価格の交渉に取り組み、適正利益の確保に努めてまいります。

「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」につきましては、将来の成長に向けた基盤強化を目的として最大市場である関東圏に「R D C 関東」を開設し、高品質かつローコストのサービスが提供できる体制の整備を図り、サプライチェーン全体の最適

化・効率化にさらに貢献してまいります。

「動物用医薬品等卸売事業」につきましては、今後の市場環境の変化を見据え、コスト構造の改革、顧客支援機能の充実ならびに物流機能の高度化を積極的に推進し、高付加価値のサービスが提供できる体制の整備を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループは、当社を中核として、医薬品、化粧品・日用品等の販売やサービスの提供を主とする事業活動を展開しております。各事業の内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要取扱品等
医療用医薬品等卸売事業	医療用医薬品、医療機器、臨床検査試薬
化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業	化粧品、日用品、一般用医薬品
動物用医薬品等卸売事業	動物用医薬品、食品加工原材料・食品添加物

(6) 主要な拠点(平成27年3月31日現在)

株式会社メディパルホールディングス	本社	東京都中央区
-------------------	----	--------

(医療用医薬品等卸売事業)

株式会社メディセオ	本社	東京都中央区
	神戸オフィス	神戸市中央区
	埼玉物流センター	埼玉県加須市
	東京物流センター	千葉県浦安市
	西日本物流センター	兵庫県加東市
	北海道・東北支社	仙台市宮城野区
	北海道統括営業部	北海道北広島市
	北東北統括営業部	岩手県花巻市
	南東北統括営業部	仙台市宮城野区
	札幌A L C	北海道北広島市
	東北A L C	岩手県花巻市
	北関東支社	茨城県水戸市
	北関東統括営業部	茨城県水戸市
	甲信越支社	長野県松本市
	甲信越統括営業部	長野県松本市
	東京支社	東京都北区
	埼玉統括営業部	さいたま市見沼区
千葉統括営業部	千葉市中央区	
東京統括営業部	東京都江東区	
南東京統括営業部	川崎市高津区	
神奈川統括営業部	横浜市戸塚区	
南東京A L C	川崎市高津区	
神奈川A L C	横浜市戸塚区	
中部支社	愛知県清須市	
東海統括営業部	愛知県清須市	
名古屋A L C	愛知県清須市	
京都支社	京都市中京区	
北陸統括営業部	石川県金沢市	
京滋統括営業部	京都市中京区	
関西支社	大阪市北区	
大阪・紀和統括営業部	大阪府八尾市	
兵庫統括営業部	神戸市中央区	
南大阪A L C	大阪府八尾市	

株式会社エバルス	本社	広島市中区
	岡山本社	岡山市北区
	岡山御津物流センター	岡山市北区
	広島物流センター	広島市安佐南区
	鳥取営業部	鳥取県米子市
	島根営業部	島根県松江市
	岡山営業部	岡山市北区
株式会社アトル	広島第一営業部	広島市南区
	広島第二営業部	広島県福山市
	山口営業部	山口県山口市
	本社	福岡市博多区
	北部九州物流センター	福岡県筑紫野市
	南九州物流センター	鹿児島県霧島市
	北九州営業部	北九州市八幡西区
	福岡営業部	福岡市博多区
	筑後営業部	福岡県久留米市
	佐賀営業部	佐賀県佐賀市
株式会社MMコーポレーション	長崎営業部	長崎県長崎市
	熊本営業部	熊本市南区
	大分営業部	大分県大分市
	宮崎営業部	宮崎県宮崎市
	鹿児島営業部	鹿児島県鹿児島市
	沖縄営業部	沖縄県島尻郡与那原町
	本社	東京都文京区
	大宮物流センター	さいたま市北区
	横浜物流センター	横浜市瀬谷区
	北神物流センター	兵庫県西宮市
首都圏第一営業部	千葉県稲毛区	
首都圏第二営業部	東京都小平市	
東京第一営業部	東京都文京区	
東京第二営業部	東京都文京区	
関西営業部	大阪府吹田市	

(化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業)

株式会社P a l t a c	本社	大阪市中央区
	北海道支社・RDC北海道	北海道北広島市
	東北支社・RDC宮城 RDC東北	宮城県白石市 岩手県花巻市
	関東支社・RDC群馬 RDC新潟	群馬県館林市 新潟県見附市
	東京支社・RDC東京	千葉県浦安市
	横浜支社・RDC横浜	神奈川県座間市
	中部支社・RDC中部 RDC北陸	愛知県春日井市 石川県能美市
	近畿支社・RDC近畿 RDC堺	大阪府泉大津市 堺市西区
	中四国支社・RDC中国 RDC四国	広島市安佐南区 香川県観音寺市
	九州支社・RDC九州 RDC沖縄	福岡県小郡市 沖縄県うるま市

(動物用医薬品等卸売事業)

MPアグロ株式会社	本社	北海道北広島市
	札幌物流センター	北海道北広島市
	帯広物流センター	北海道帯広市
	盛岡物流センター	岩手県紫波郡矢巾町
	御津物流センター	岡山市北区
	福岡物流センター	福岡市博多区
	東日本統括部	北海道北広島市
	西日本統括部	岡山市北区
	九州統括部	福岡市博多区
	食品第一営業部	佐賀県唐津市
食品第二営業部	福岡市博多区	

(注) MPアグロ株式会社の東日本統括部、西日本統括部及び九州統括部は、平成27年4月1日付で再編し、それぞれ東日本営業部、西日本営業部及び九州営業部となっております。また食品第一営業部は九州食品営業部に、食品第二営業部は広域食品営業部に改称しております。

(7) 従業員の状況(平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
医療用医薬品等卸売事業	8,128 [4,337]名	62名増 [156名増]
化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業	2,202 [5,079]名	48名減 [53名減]
動物用医薬品等卸売事業	537 [52]名	21名減 [4名増]
全社(共通)	63 [-]名	7名増 [-]
合計	10,930 [9,468]名	- [107名増]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数の中に、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。
4. 臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員数であり、[]内に外数で記載しております。
なお臨時雇用者数には、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	7名増	42.8歳	15.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 上記従業員数の中に、使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 上記従業員数の中に、執行役員7名は含んでおりません。
4. 上記平均勤続年数の算定にあたり、受入出向者については、出向元と当社での勤続年数を通算しております。
5. 持株会社である当社の従業員数は、上記①の「全社(共通)」として記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(平成27年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,212
株式会社みずほ銀行	6,212
株式会社三井住友銀行	3,700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 900,000,000株
- ② 発行済株式の総数 244,524,496株
- ③ 株主数 12,272名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	所有株式数(千株)	持 株 比 率 (%)
武田薬品工業株式会社	22,900	10.11
MPグループメディセオ従業員持株会	8,966	3.96
アステラス製薬株式会社	7,404	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,964	3.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・エーザイ株式会社退職給付信託口)	5,845	2.58
小林製薬株式会社	5,074	2.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,607	2.04
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一三共口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	3,274	1.45
大日本住友製薬株式会社	3,149	1.39
熊倉 貞武	3,102	1.37

- (注) 1. 当社は、自己株式18,082千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
 3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況(平成27年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	熊 倉 貞 武	
代表取締役社長	渡 辺 秀 一	株式会社メディセオ代表取締役会長
常 務 取 締 役	依 田 俊 英	I R担当兼事業開発本部長 兼事業開発本部事業開発部長
取 締 役	左 近 祐 史	管理本部長 兼CSR委員会委員長 兼クオール株式会社社外取締役
取 締 役	長 福 恭 弘	医薬事業担当 兼株式会社メディセオ代表取締役社長
取 締 役	長 谷 川 卓 郎	渉外担当 兼株式会社エバルス代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 紳 二 郎	株式会社アトル代表取締役社長
取 締 役	折 目 光 司	株式会社P a l t a c代表取締役副会長
取 締 役	川 野 辺 充 子	弁護士
取 締 役	加 々 美 光 子	弁護士
常 勤 監 査 役	木 瀬 彰	株式会社メディセオ社外監査役 兼MPアグロ株式会社監査役
常 勤 監 査 役	三 崎 和 夫	株式会社メディセオ社外監査役 兼株式会社アトル社外監査役
常 勤 監 査 役	高 橋 郁 夫	株式会社MMコーポレーション社外監査役
監 査 役	板 澤 幸 雄	弁護士 兼株式会社パイロットコーポレーション社外監査役
監 査 役	豊 川 圭 一	学校法人新渡戸文化学園理事長

- (注) 1. 取締役川野辺充子氏及び加々美光子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋郁夫氏、板澤幸雄氏及び豊川圭一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役川野辺充子氏及び加々美光子氏並びに監査役高橋郁夫氏、板澤幸雄氏及び豊川圭一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として指定し届け出ております。

4. 平成27年4月1日付で、取締役の担当及び重要な兼職の状況を次のとおり変更いたしました。

氏 名	変 更 前	変 更 後
折 目 光 司	取締役 兼株式会社P a l t a c代表取締役副会長	取締役 兼株式会社P a l t a c取締役副会長

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	対象となる役員の員数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (2)	320 (22)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	88 (39)
合 計	14	408

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額900百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	兼 職 状 況
取 締 役 川 野 辺 充 子	川野辺法律事務所 所属弁護士
取 締 役 加 々 美 光 子	加々美法律事務所 所属弁護士
監 査 役 板 澤 幸 雄	永田町法律事務所 所属弁護士
監 査 役 豊 川 圭 一	学校法人新渡戸文化学園理事長

(注) 各社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	兼 職 状 況
監査役 高橋郁夫	株式会社MMコーポレーション社外監査役
監査役 板澤幸雄	株式会社パイロットコーポレーション社外監査役

- (注) 1. 株式会社MMコーポレーションは当社の完全子会社であります。
2. 株式会社パイロットコーポレーションと当社との間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 川野辺 充子	当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し(出席率100%)、長年にわたる法曹界での経験及び法務全般への高い見識をもとに幅広い見地からの発言を行っております。
取締役 加々美 光子	平成26年6月25日就任以降に開催された取締役会9回全てに出席し(出席率100%)、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに幅広い見地からの発言を行っております。
監査役 高橋郁夫	当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し(出席率100%)、また当事業年度中に開催された監査役会12回全てに出席し(出席率100%)、当社の主要な事業分野である医薬品業界についての専門的な経験及び薬剤師としての知見を活かし幅広い見地からの発言を行っております。
監査役 板澤幸雄	当事業年度中に開催された取締役会12回全てに出席し(出席率100%)、また当事業年度中に開催された監査役会12回全てに出席し(出席率100%)、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに幅広い見地からの発言を行っております。
監査役 豊川圭一	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち11回に出席し(出席率92%)、また当事業年度中に開催された監査役会12回のうち11回に出席し(出席率92%)、長年にわたって会社経営に携わられた経営者としての豊富な経験と幅広い見地からの発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社定款の責任限定契約に関する規定に基づき、当社が社外取締役並びに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役並びに社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役並びに社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	287

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の平成27年5月1日施行に伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款の責任限定契約に関する規定に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 会計監査人が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 業務の適正を確保するための体制(平成27年5月1日現在)

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての基本方針（内部統制システムの基本方針）を以下のとおり定めております。

① 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業展開の指標となる経営理念、経営方針を定めるほか、取締役会規則に定める経営上の重要事項については取締役会において決定する。更に、その他の重要会議において監査役の出席を求め、重要な決定についても日常的に監査役の監査を受ける。

また、グループ会社においても同様の体制を整備する。併せて、グループ会社に関する諸規程を制定し、重要事項の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保する。

この内部統制の整備・充実を図るため、必要に応じ適宜に見直し、改善を図る。また、その周知徹底によって経営の透明性と健全性を継続確保しながら、円滑な事業展開と収益確保を通じ、企業価値を最大限に高めていくことをめざす。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程、情報管理規程、個人情報保護管理規程等の社内規程により、保存及び管理（廃棄を含む）を適切に実施し、必要に応じて適宜に見直し等を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制については、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行い、その周知徹底を図る。

当社グループにおいてリスクが現実化し、重大な影響が予測される場合は、予め任命された危機管理担当役員が主体的役割を担う。なお、反社会的勢力による経営活動への関与については、危機管理担当役員のもと、対応する部門を定め、一元的に管理することにより防止を徹底する。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度への対応としては、総務部において、内部統制の維持・整備機能を担い、更に、そのモニタリングを実施するための権限を有した内部監査専任担当者を設け、グループ会社の内部監査部門との連携により、損失の危険を早期に発見することに努める。

- ④ 当社及び子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織関係の諸規程において、取締役及び執行役員の業務分掌や職務権限を明確にするとともに、業務を担当する部門を定め、効率的で適正な意思決定を行い、業務を執行する。

また、取締役会において策定された当社グループの中期経営計画を踏まえて、年度の予算編成や事業計画を定め、更にグループ会社の進捗状況を検証することにより、効率的に業務を遂行する。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社内規程を整備し、従業員等に対し周知徹底を図るとともに、監査・モニタリング体制を整備することにより、業務の適正を確保する。

また、当社グループでは、公益通報に関する窓口を社内及び社外に設置し、グループ内部の問題を早期に発見することに努める。

- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、医療と健康、美を支える流通企業として、取り扱う商品や情報を提供し続けることが社会的な責任であると認識し、阻害要因となるリスクを最小限にとどめ供給体制を維持するため、当社及びグループ会社が一体となって、上記①項から⑤項までの業務の適正を確保するための体制の構築、運用、整備に努める。

また、当社グループでは、統一的な監査基準のもとに監査を行い、併せて財務報告に係る内部統制についても同一方針をもって有効性評価を実施する。

併せて、当社グループの経営理念を実現し続けるため、定期的な研修やCSR委員会の活動を通して、従業員等に対して当社グループの社会的責任・法令遵守についての意識を啓発する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役との十分な協議を行い、決定することとする。
監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに決した場合には、当該補助使用人に関する人事は、監査役会の同意を必要とし、業務執行にかかわる役職との兼務はしないものとする。
また、当該補助使用人は、監査役の補助業務に専念することとし、会社は、当該補助使用人に対して指揮命令を行わないものとする。
- ⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
会社が決定する重要な事項は、監査役に報告することとし、更に、内部監査専任担当者が行う監査の結果、その他により会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは遅滞なく報告する。
また、グループ会社から報告を受けた重要な事項についても、都度報告をする。
このほか、当社及び社外に設置している公益通報に関する窓口への通報内容についても、定期的に報告する。
上記にかかわらず、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合には、いつでも監査役に報告することができ、監査役は、いつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
また、監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として人事上の制裁処分その他の不利な取扱いを行わないものとする。
更に、当社及びグループ会社の監査役は、定期的に連絡会議を開催し、相互に情報交換を行うものとする。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査にかかる諸費用については、一定額の予算を確保するとともに、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、所要額を支払うものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査役から要請があった場合、内部監査専任担当者及び会計監査人は監査役との会合等により連携を図ること、また、会社の重要会議へ監査役が出席すること、更に、内部監査専任担当者及びその他の管理部門は、監査役の補助を行うことなど、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)の平成27年5月1日施行に伴い、平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は平成27年5月1日以降のものであります。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分を経営の最重要課題のひとつと位置付けております。財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、利益配分につきましては、事業活動によって得られた利益に連動した株主の皆様への配分を基本方針とし、連結配当性向25%を目安として安定配当を継続いたします。

内部留保資金につきましては、変化に適応する事業の深化と拡大を図るための改革を推進するなどの目的で有効に活用してまいります。また、自己株式の取得等につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の期末配当金につきましては、当期の経営成績等を勘案の上、1株につき12円とさせていただきます。すでに平成26年12月5日に実施済みの中間配当金1株につき12円と合わせまして、年間配当金は1株につき24円となります。

当社は、今後も業績向上と株主価値の増大に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,092,039	流 動 負 債	941,127
現 金 及 び 預 金	181,606	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	862,644
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	678,831	短 期 借 入 金	17,400
有 価 証 券	18,764	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	4,854
商 品 及 び 製 品	144,184	未 払 法 人 税 等	11,186
繰 延 税 金 資 産	5,593	賞 与 引 当 金	8,552
未 収 入 金	58,647	返 品 調 整 引 当 金	823
未 収 還 付 法 人 税 等	1,087	そ の 他	35,665
そ の 他	4,033	固 定 負 債	56,068
貸 倒 引 当 金	△710	長 期 借 入 金	4,928
固 定 資 産	362,760	繰 延 税 金 負 債	27,026
有 形 固 定 資 産	198,230	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,239
建 物 及 び 構 築 物	75,151	債 務 保 証 損 失 引 当 金	400
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	13,860	厚 生 年 金 基 金 解 散 損 失 引 当 金	282
土 地	102,926	退 職 給 付 に 係 る 負 債	17,912
建 設 仮 勘 定	3,172	そ の 他	4,279
そ の 他	3,118	負 債 合 計	997,195
無 形 固 定 資 産	10,747	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	9,381	株 主 資 本	353,505
そ の 他	1,365	資 本 金	22,398
投 資 そ の 他 の 資 産	153,783	資 本 剰 余 金	134,362
投 資 有 価 証 券	133,517	利 益 剰 余 金	218,221
長 期 貸 付 金	59	自 己 株 式	△21,477
繰 延 税 金 資 産	277	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	36,554
退 職 給 付 に 係 る 資 産	7,091	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,997
そ の 他	14,357	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	7
貸 倒 引 当 金	△1,518	土 地 再 評 価 差 額 金	△14,326
資 産 合 計	1,454,800	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,526
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	349
		少 数 株 主 持 分	67,544
		純 資 産 合 計	457,604
		負 債 純 資 産 合 計	1,454,800

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売 売	上		2,872,905
	上		2,671,178
返 返	品	831	201,727
	品	823	△8
差 販	引		201,735
	費		168,940
営 業	外		32,795
	取	158	
受 受	取	2,146	
	報	7,118	
情 不	提	983	
	動	1,086	
持 そ	法	1,471	12,965
	に		
営 支	外	361	
	払	533	
不 債	産	200	
	保	188	1,284
務 そ	証		
	損		
経 特	常		44,475
	利		
固 固	定	1,610	
	資	313	1,923
特 減	の		
	損	456	
固 投	定	299	
	資	396	
減 厚	産	282	
	除	41	1,476
資 所	産		
	除		
有 所	価		
	証		
金 税	等	15,806	44,923
	調	16	15,822
法 法	人		29,100
	税		5,413
人 少	等		23,687
	調		
税 少	及		
	事		
業 少	業		
	税		
税 当	額		
	整		
額 当	前		
	当		
期 純	期		
	純		
利 利	利		
	益		
益 益	益		
	益		

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	22,398	134,291	201,794	△21,883	336,601
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			541		541
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	22,398	134,291	202,336	△21,883	337,143
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,426		△5,426
当 期 純 利 益			23,687		23,687
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		71		407	478
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△2,376		△2,376
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	71	15,885	405	16,362
当 期 末 残 高	22,398	134,362	218,221	△21,477	353,505

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 差 額	退 職 給 付 金 累 計 額	係 数 調 整 額	そ の 他 の 利 益 合 計		
当 期 首 残 高	26,207	0	△17,206	769	△524	9,246	61,632	407,480	
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							397	939	
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	26,207	0	△17,206	769	△524	9,246	62,030	408,420	
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△5,426	
当 期 純 利 益								23,687	
自 己 株 式 の 取 得								△2	
自 己 株 式 の 処 分								478	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△2,376	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	22,789	6	2,880	756	874	27,307	5,514	32,822	
当 期 変 動 額 合 計	22,789	6	2,880	756	874	27,307	5,514	49,184	
当 期 末 残 高	48,997	7	△14,326	1,526	349	36,554	67,544	457,604	

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	62,867	流 動 負 債	38,086
現 金 及 び 預 金	42,314	買 掛 金	281
売 掛 金	375	リ ー ス 債 務	93
有 価 証 券	18,764	未 払 金	255
繰 延 税 金 資 産	109	未 払 消 費 税 等	86
未 収 入 金	182	関 係 会 社 預 り 金	37,102
未 収 還 付 法 人 税 等	1,087	賞 与 引 当 金	54
そ の 他	1,169	そ の 他	213
貸 倒 引 当 金	△1,135	固 定 負 債	24,053
固 定 資 産	244,452	リ ー ス 債 務	352
有 形 固 定 資 産	6,235	繰 延 税 金 負 債	21,231
建 物	1,840	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	1,632
土 地	3,932	債 務 保 証 損 失 引 当 金	400
リ ー ス 資 産	412	そ の 他	436
そ の 他	50	負 債 合 計	62,140
無 形 固 定 資 産	41	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	39	株 主 資 本	205,464
そ の 他	1	資 本 金	22,398
投 資 そ の 他 の 資 産	238,176	資 本 剰 余 金	167,487
投 資 有 価 証 券	91,589	資 本 準 備 金	133,372
関 係 会 社 株 式	140,347	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,114
関 係 会 社 出 資 金	5,672	利 益 剰 余 金	37,056
そ の 他	572	利 益 準 備 金	1,795
貸 倒 引 当 金	△5	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,260
資 産 合 計	307,320	繰 越 利 益 剰 余 金	35,260
		自 己 株 式	△21,477
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	39,716
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,438
		土 地 再 評 価 差 額 金	△3,722
		純 資 産 合 計	245,180
		負 債 純 資 産 合 計	307,320

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
事業投資収入	809	
経営管理料	2,012	
関係会社受取配当金	9,374	
不動産賃貸収入	443	12,640
営業費用		
事業投資原価	536	
不動産賃貸原価	181	
販売費及び一般管理費	2,330	3,048
営業利益		9,592
営業外収益		1,445
営業外費用		401
経常利益		10,636
特別利益		
投資有価証券売却益	30	
現物配当に伴う交換利益	5,486	5,517
特別損失		
投資有価証券評価損	65	
関係会社株式評価損	7	
その他	0	72
税引前当期純利益		16,081
法人税、住民税及び事業税	865	
法人税等調整額	1,370	2,235
当期純利益		13,846

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
		資本準備金	そ の 他 剰 余 金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 剰 余 利 益 金	繰 上 剰 余 利 益 金			
当 期 首 残 高	22,398	133,372	34,043	167,415	1,795	26,841	28,636	△21,883	196,567	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△5,426	△5,426		△5,426	
当 期 純 利 益						13,846	13,846		13,846	
自 己 株 式 の 取 得								△2	△2	
自 己 株 式 の 処 分			71	71				407	478	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	71	71	-	8,419	8,419	405	8,896	
当 期 末 残 高	22,398	133,372	34,114	167,487	1,795	35,260	37,056	△21,477	205,464	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	8,528	△3,722	4,806	201,374
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△5,426
当 期 純 利 益				13,846
自 己 株 式 の 取 得				△2
自 己 株 式 の 処 分				478
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	34,909	-	34,909	34,909
当 期 変 動 額 合 計	34,909	-	34,909	43,806
当 期 末 残 高	43,438	△3,722	39,716	245,180

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社メディopalホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 雄一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 俊之 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大津 大次郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メディopalホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディopalホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社メディパルホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 雄 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 津 大次郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メディパルホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査専任担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社メディopalホールディングス 監査役会

常勤監査役	木瀬	彰	ⓐ
常勤監査役	三崎	和夫	ⓐ
常勤監査役 (社外監査役)	高橋	郁夫	ⓐ
社外監査役	板澤	幸雄	ⓐ
社外監査役	豊川	圭一	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「薬事法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第84号)が平成26年11月25日に施行され、新たに再生医療等製品に関する規制が設けられたことに伴い、当社グループにおいてもこれを取り扱うことを可能とするため、文言を追加すること及びその他の文言の整理を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第26条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであります。

なお、第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 医薬品、医薬部外品、 <u>医療用外各種薬品類</u> の販売、製造および輸出入。	(1) 医薬品、 <u>再生医療等製品</u> 、 <u>医薬部外品の販売</u> 、製造および輸出入。
(2) 毒物、劇物、工業用薬品、有機無機化学品、 <u>試薬</u> 、 <u>防疫用薬剤</u> 、 <u>衛生材料</u> 、 <u>香料</u> 、 <u>化粧品</u> 、 <u>歯磨</u> 、 <u>石鹼</u> 、 <u>乳製品</u> 、 <u>食品</u> 、 <u>飲料品</u> 、 <u>酒精含有飲料品</u> 、 <u>動物用医薬品</u> 、 <u>農業薬品</u> 、 <u>肥料</u> 、 <u>飼料</u> 、 <u>飼料添加物</u> 、 <u>食品添加物</u> 、 <u>日用雑貨品</u> 、 <u>玩具</u> 、 <u>文具</u> 、 <u>アルコール</u> の販売、製造および輸出入。	(2) 毒物、劇物、工業用薬品、有機無機化学品、 <u>試薬</u> 、 <u>防疫用薬剤</u> 、 <u>香料</u> 、 <u>化粧品</u> 、 <u>歯磨</u> 、 <u>石鹼</u> 、 <u>乳製品</u> 、 <u>食品</u> 、 <u>飲料品</u> 、 <u>酒精含有飲料品</u> 、 <u>動物用医薬品</u> 、 <u>農業薬品</u> 、 <u>肥料</u> 、 <u>飼料</u> 、 <u>飼料添加物</u> 、 <u>食品添加物</u> 、 <u>日用雑貨品</u> 、 <u>玩具</u> 、 <u>文具</u> 、 <u>アルコール</u> 、 <u>高圧ガス</u> の販売、製造および輸出入。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 度量衡計量器、医療機器、医療用電子機器、<u>医療用具、介護用品、福祉用具、健康機械器具、農業用・畜産用機械器具、情報処理機器、医療用高圧ガス</u>の販売、製造、修理、賃貸借、リース、それらに関連する古物売買および輸出入ならびにそれらの仲介。</p> <p>(4) ~ (8) (省略)</p> <p>(9) 情報提供・処理サービス業ならびにコンピューターのシステム・エンジニアリングおよび物流システムの機器、ソフトウェアの開発、保守、<u>賃貸</u>および販売。</p> <p>(10) ~ (20) (省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(3) 度量衡計量器、医療機器、<u>動物用医療機器、医療用電子機器、衛生材料、介護用品、福祉用具、健康機械器具、農業用・畜産用機械器具、情報処理機器</u>の販売、製造、修理、賃貸借、リース、それらに関連する古物売買および輸出入ならびにそれらの仲介。</p> <p>(4) ~ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) 情報提供・処理サービス業ならびにコンピューターのシステム・エンジニアリングおよび物流システムの機器、ソフトウェアの開発、保守、<u>貸与</u>および販売。</p> <p>(10) ~ (20) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p>

第2号議案 取締役10名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役 熊倉 貞武、渡辺 秀一、依田 俊英、左近 祐史、長福 恭弘、長谷川 卓郎、渡辺 紳二郎、折目 光司、川野辺 充子、加々美 光子の10氏全員が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	くま くら さだ たけ 熊 倉 貞 武 (昭和19年1月18日生)	昭和46年10月 クラヤ薬品(株)入社 昭和50年10月 同社取締役 昭和53年12月 同社常務取締役 昭和55年12月 同社代表取締役副社長 平成元年4月 同社代表取締役社長 平成12年4月 当社代表取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成18年4月 当社事業改革・IT戦略委員会委員長 平成24年4月 当社代表取締役会長(現任)	3,102,910株
2	わた なべ しゅう いち 渡 辺 秀 一 (昭和27年4月11日生)	昭和54年8月 クラヤ薬品(株)入社 平成2年12月 同社取締役 平成6年12月 同社常務取締役 平成12年4月 当社取締役 平成16年4月 クラヤ三星堂分割準備(株)(現・(株)メディセオ)代表 取締役社長 平成19年4月 当社医薬営業担当 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成20年6月 当社事業改革・IT戦略委員会副委員長 平成23年4月 当社代表取締役副社長 平成24年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年4月 (株)メディセオ代表取締役会長(現任)	149,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	依田俊英 (昭和38年1月8日生)	昭和60年4月 日本勧業角丸証券(株)入社 平成元年5月 UBS証券会社入社 平成8年7月 INGベアリング証券会社入社 平成12年12月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成21年10月 バークレイズ・キャピタル証券(株)入社 平成21年10月 同社マネージングディレクター 平成22年6月 当社取締役 平成22年6月 (株)アイセイ薬局社外取締役 平成22年10月 当社ストラテジー(CC部・事業開発部)担当 平成23年4月 当社ストラテジー担当兼事業開発部長 平成24年4月 当社常務取締役(現任) 平成24年4月 当社IR担当兼事業開発本部長 兼事業開発本部事業開発部長(現任)	5,500株
4	左近祐史 (昭和28年5月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年10月 (株)クラヤ三星堂(現・(株)メディセオ)営業本部広域 推進部副部長 平成20年7月 同社執行役員 平成20年7月 同社営業本部広域推進部長 平成21年10月 同社営業戦略本部広域管理部長 平成22年7月 同社営業戦略本部副本部長兼広域管理部長 平成23年10月 同社営業戦略本部副本部長兼広域管理部長 兼社長特命担当 平成24年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社コーポレート部門担当 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成24年6月 クオール(株)社外取締役(現任) 平成24年10月 当社CSR委員会委員長(現任) 平成25年6月 当社管理本部長(現任)	13,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	長福恭弘 (昭和29年12月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年7月 当社執行役員 平成19年4月 当社医薬営業本部長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成21年6月 クオール(株)社外取締役 平成21年10月 当社医薬営業担当・社長特命事項担当 平成21年10月 (株)メディセオ取締役 平成21年10月 同社営業戦略本部長 平成22年6月 同社常務取締役 平成22年10月 当社社長特命事項担当 平成24年4月 (株)メディセオ代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当社医薬事業担当(現任)	41,800株
6	長谷川卓郎 (昭和31年7月3日生)	昭和62年8月 王水堂薬品(株)(現・(株)エバルス)入社 平成2年11月 同社取締役 平成3年4月 オーク薬品(株)(現・(株)エバルス)取締役 平成9年10月 (株)エバルス取締役 平成16年10月 当社取締役(現任) 平成19年4月 当社経営企画本部長 平成21年6月 (株)エバルス取締役 平成21年6月 (株)アトル取締役 平成21年8月 当社経営企画本部長兼事業推進部長 平成21年10月 当社経営企画・CC・内部統制推進担当兼CSR委員会委員長 平成22年10月 当社渉外・経営企画・内部統制推進担当兼CSR委員会委員長 平成23年4月 当社渉外担当兼CSR委員会委員長 平成23年4月 (株)エバルス代表取締役社長(現任) 平成24年10月 当社渉外担当(現任)	121,419株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	わた なべ しんじろう 渡 辺 紳 二 郎 (昭和47年10月28日生)	平成10年4月 武田薬品工業(株)入社 平成20年9月 (株)アトル入社 平成21年6月 同社取締役 平成23年4月 同社医薬営業本部副本部長 平成23年4月 (株)メディセオ営業戦略部専任部長 平成25年4月 (株)アトル代表取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	8,000株
8	おり め こう じ 折 目 光 司 (昭和31年5月13日生)	昭和54年4月 (株)折目入社 平成3年1月 同社代表取締役副社長 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成10年10月 (株)パルタック(現・(株)Paltac)横浜支社マーケティング統括 平成10年12月 同社常務取締役横浜支社営業部門統括 平成12年10月 同社常務取締役東京支社横浜支店長 平成16年12月 同社常務執行役員横浜支社長 平成22年4月 同社副社長執行役員横浜支社長 平成22年6月 同社代表取締役社長営業統括本部長 平成24年6月 同社代表取締役社長兼COO 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 (株)Paltac代表取締役副会長 平成27年4月 (株)Paltac取締役副会長(現任)	29,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	【社外取締役候補者】 川野辺 充子 (昭和21年3月31日生)	昭和51年4月 東京地方検察庁検事 昭和59年3月 東京法務局訟務部付 平成2年4月 総務省青少年対策本部参事官 平成5年4月 司法研修所教官 平成9年12月 千葉地方検察庁総務部長 平成11年9月 東京高等検察庁検事 平成12年2月 広島地方検察庁次席検事 平成14年12月 東京高等検察庁公判部長 平成15年10月 最高検察庁検事 平成16年1月 秋田地方検察庁検事正 平成18年4月 高松地方検察庁検事正 平成19年10月 弁護士登録 平成20年10月 千葉大学大学院専門法務研究科教授 平成23年6月 当社社外取締役(現任)	800株
10	【社外取締役候補者】 加々美 光子 (昭和33年5月18日生)	昭和60年4月 東京地方裁判所判事補 昭和63年4月 秋田地方・家庭裁判所判事補 平成3年4月 横浜地方裁判所判事補 平成7年1月 弁護士登録 平成10年4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師 平成12年4月 桐蔭横浜大学法学部非常勤講師 平成16年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 平成19年4月 同大学大学院法務研究科非常勤講師 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の略歴におけるCCの記載は、コーポレート・コミュニケーションの略称であります。
3. 当社は、川野辺充子氏及び加々美光子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 川野辺充子氏は、川野辺法律事務所の所属弁護士であります。なお、当社と同所との間には役務提供等の取引関係はありません。
5. 加々美光子氏は、加々美法律事務所の所属弁護士であります。なお、当社と同所との間には役務提供等の取引関係はありません。
6. 川野辺充子氏を社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができる判断する理由は次のとおりであります。

同氏は、長年にわたる法曹界での経験及び法務全般への高い見識をもとに幅広い見地からのご意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

7. 加々美光子氏を社外取締役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができる判断する理由は次のとおりであります。

同氏は、弁護士業務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識をもとに、幅広い見地からのご意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

8. 川野辺充子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。

9. 加々美光子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

10. 川野辺充子氏及び加々美光子氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、両氏との間に当該契約を継続する予定であります。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

11. 左近祐史氏は平成27年6月開催予定のクオール(株)定時株主総会の終結の時をもって同社の社外取締役を退任する予定であります。

12. 所有する当社株式の数には、役員持株会にて保有する株式数は含んでおりません。

第3号議案 監査役4名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、監査役 木瀬 彰、三崎 和夫、高橋 郁夫、板澤 幸雄の4氏が任期満了となります。

つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	木瀬 彰 (昭和28年8月26日生)	昭和63年6月 九宏薬品(株)(現・(株)アトル)入社 昭和63年6月 同社取締役 平成5年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社取締役 平成16年10月 当社取締役 平成18年4月 当社管理本部人事企画部長 平成19年4月 当社管理本部担当 平成19年6月 当社常勤監査役(現任) 平成19年6月 (株)クラヤ三星堂(現・(株)メディセオ)社外監査役(現任) 平成21年5月 丸善薬品(株)(現・MPアグロ(株))監査役(現任)	210,324株
※ 2	平澤 利夫 (昭和25年9月24日生)	昭和49年4月 本郷薬品(株)(現・当社)入社 平成10年4月 クラヤ薬品(株)経理部長 平成15年4月 当社財務部長 平成16年7月 当社執行役員 平成16年10月 当社財務経理部長 平成19年7月 当社上席執行役員 平成24年4月 当社主席執行役員(現任) 平成24年4月 当社グループ経理担当兼財務経理部長 平成25年6月 MPアグロ(株)監査役(現任) 平成26年10月 当社グループ経理担当(現任) 平成27年1月 桜井通商(株)監査役(現任)	12,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	【社外監査役候補者】 板澤幸雄 (昭和22年10月5日生)	昭和60年4月 弁護士登録 平成15年6月 NECフィールドینگ(株)社外監査役 平成19年6月 当社監査役(現任) 平成20年5月 カップ・クリエイト(株)社外監査役 平成21年3月 (株)パイロットコーポレーション社外監査役(現任) 平成23年6月 NECフィールドینگ(株)社外取締役	8,000株
※4	【社外監査役候補者】 北川哲雄 (昭和25年5月9日生)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 昭和56年4月 (株)野村総合研究所入社 平成元年7月 モルガン銀行東京支店入社 平成12年10月 明治ドレスナー・アセットマネジメント(株)入社 平成12年10月 同社マネージング・ディレクター 平成17年9月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、板澤幸雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- また、北川哲雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 板澤幸雄氏は、永田町法律事務所の所属弁護士であります。なお、当社と同所との間には役務提供等の取引関係はありません。
5. 北川哲雄氏は、青山学院大学大学院の教授であります。なお、当社と同大学との間には特別な関係はありません。
6. 板澤幸雄氏を社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができるかと判断する理由は次のとおりであります。
- 同氏は、弁護士実務を通じて培われた豊富な経験及び企業法務の専門的な知識等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 北川哲雄氏を社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行することができるかと判断する理由は次のとおりであります。
- 同氏は、事業会社及び金融業界における豊富な実務経験及び経営のプロフェッショナルを育成する大学院教授としての専門的知識等を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

8. 板澤幸雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって8年となります。
9. 板澤幸雄氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、北川哲雄氏が選任された場合は、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。さらに、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、木瀬彰氏及び平澤利夫氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
10. 木瀬彰氏は平成27年6月開催予定のMPアグロ(株)定時株主総会の終結の時をもって同社の監査役を退任する予定であります。
11. 所有する当社株式の数には、役員持株会にて保有する株式数は含んでおりません。

以 上

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
<議決権行使サイトURL> <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日(火曜日)の当社営業時間である午後5時30分までに行使されますようお願いいたします。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法を重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

<専用ダイヤル> 0120-652-031 (9:00~21:00)

<その他のご照会> 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

第106回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京ベイ有明ワシントンホテル 三階アイリスの間
東京都江東区有明三丁目7番11号
TEL.03-5564-0111



<交通機関>

- ・新橋駅より……………「ゆりかもめ」にて国際展示場正門駅下車 徒歩3分
- ・豊洲駅より……………「ゆりかもめ」にて有明駅下車 徒歩3分
- ・新木場駅より……………「りんかい線」にて国際展示場駅下車 徒歩3分
- ・大崎駅より……………「りんかい線」にて国際展示場駅下車 徒歩3分

